

居宅介護支援



重要事項説明書

ライフデザインきらり

川口市西青木4-1-3

048・254・7733

指定居宅介護支援重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	きらり株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 和田 ひとみ
本社所在地	埼玉県川口市西青木4-1-3
法人設立年月日	2012年7月30日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1)事業所の名称等

名称	ライフデザインきらり
事業所番号	1170205429
所在地	〒332-0035 埼玉県川口市西青木4-1-3
電話番号	048-254-7733
FAX番号	048-258-6555
通常の事業の実施地域	川口市 蕨市 戸田市

(2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護者に対し、適正な居宅介護支援を提供します。
運営方針	① 要介護者等の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、サービス事業者の選定等についてはご利用者やそのご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。 ② 要介護者等の心身の特性を踏まえ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。 ③ 実施にあたっては関係市町村、医療機関等の連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (但し、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後6時まで

(4)事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者 (介護支援専門員)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。 (1人あたり45人未満までとします。)	常勤1名以上

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	<ol style="list-style-type: none"> ① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 使用する課題分析票の種類は、標準課題分析項目方式とします。
居宅サービス計画原案の作成	<p>利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。</p> <p>特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することに努める。</p>
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<ol style="list-style-type: none"> ① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。

<p>居宅サービス計画の実施状況の把握</p>	<p>① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。</p> <p>④ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p> <p>⑤ オンラインで行う場合は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.利用者の同意を得ること。 2.サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 3.利用者の状態が安定していること。 4.利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む) 5.テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 6.少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。
-------------------------	---

4 利用料、その他の費用の額
別紙の通り

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1)利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2)居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (3)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4)病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況。

(2023年9月～2024年2月末 後期)

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 【 40%】

通所介護 【 45%】

地域密着型通所介護【 25%】

福祉用具貸与 【 73%】

(2)前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ライフデザインきらり 28%	やさしい手川口幸町 訪問介護事業所 20%	ケアステーションなでしこ 13%
通所介護	ライフデザインきらり 31%	デイサービスセンター ひだまりの郷南前川 12%	なごみプラスきゅうぼら店 12%
地域密着型 通所介護	いきいきライフSPA川口 20%	美縁リハビリルーム 12%	リハビリデイサービス nagomi 川口 10%
福祉用具 貸与	パナソニックエイジフリー ショップ戸田川口西 28%	フロンティア福祉用具 15%	Mケアテック 13%

7 秘密の保持

- (1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 直ちに担当者が相手方に連絡をとり、直接訪問をするなどして詳しい事情を聴き、関係機関からも事情を確認する。
- ・ 相談担当者が必要であると判断した場合、関係機関や行政を含め、検討会議を行い、対応を検討。
- ・ 検討後、(翌日までには)具体的な対応をする。(利用者への謝罪や状況説明など)
- ・ 記録を保管、情報の共有をし、再発防止に役立てる。
- ・ 必要に応じて、各市町村、国保連等へ情報提供を行なう。

(2) 苦情相談窓口

【事業者の窓口】 ライフデザインきらり 担当:南雲 栄子	所在地:川口市西青木4-1-3 電話番号:048-254-7733 受付時間:月～金 9:00～18:00
【市町村の窓口】 川口市役所介護保険課	所在地:川口市青木2-1-1 電話番号:048-258-1110(代) 受付時間: 月～金 8:30～17:15
蕨市役所健康福祉部 介護保険室	所在地:蕨市中央5-14-15 電話番号:048-433-7835(直) 受付時間:月～金 8:30～17:15
戸田市健康福祉部 健康長寿介護課	所在地:戸田市上戸田1-18-1 電話番号:048-441-1800(代) 受付時間:月～金 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険 団体連合会	所在地:さいたま市中央区下落合1704 電話番号:048-824-2568 受付時間:月～金 8:30～17:00

10 事業所は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引事業者の方、利用者及びそのご家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同時案

が発生しないための再発防止策を検討します。

(3)職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4)ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11業務継続(感染症・自然災害)に向けた取り組みについて

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

(2) 当該事業所従業員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。虐待防止委員会委員長:南雲栄子

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

西暦 年 月 日

川口市西青木4-1-3

きらり株式会社

代表取締役 和田 ひとみ

説明者: 事業所名 ライフデザインきらり

氏 名

《緊急時の対応方法》

サービスの提供中(又は営業時間内)に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族へ速やかに連絡いたします